

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立することができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの 3年間

2 内 容

■妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1： 全職員に育児休業制度についての周知及び理解促進の取組みを行う

<対策>

○令和5年4月～ 雇用形態を問わず、あらためて全職員への制度に関する周知や職員研修等による理解の促進等の取組を通して、より制度を利用しやすい環境整備を行う

目標2： 男性の育児休業取得を促進する

<対策>

○令和5年4月～ 男性の育児休業取得を促進するため、配偶者が出産した男性職員への制度説明や取得しやすい環境整備を行う

■働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3： 更なる時間外労働の削減を推進する

<対策>

○令和5年4月～ 時間外労働の更なる削減及び研修等による業務の効率化に関する啓発を行う

目標4： 更なる年次有給休暇の取得を促進する

<対策>

○令和5年4月～ 各職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、更なる取得を促す

